

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年十二月二十一日条例第三十四号）新旧対照表

改正案		現行	
○広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例		○広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例	
(市町が処理する事務の範囲等)		(市町が処理する事務の範囲等)	
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。		第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。	
事務	市町	事務	市町
二十の三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町（三次市については、(5)、(6)、(10)、(15)、(18)、(19)及び(28)に掲げる事務を除く。）	二十の三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町（三次市については、(4)、(5)、(8)、(13)、(15)、(16)及び(25)に掲げる事務を除く。）
(1) 法第五条第一項の規定による特定施設の設置の届出の受付		(1) 法第五条第一項の規定による特定施設の設置の届出の受付	
(2) 法第五条第二項の規定による有害物質使用特定施設の設置の届出の受付		(2) 法第五条第二項の規定による有害物質使用特定施設の設置の届出の受付	
(3) 法第五条第三項の規定による有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受付		(3) 法第六条第一項の規定による特定施設となったことの届出の受付 <u>（排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。(6)、(9)、(11)及び(29)において同じ。）</u>	
(4) 法第六条第一項の規定による特定施設 <u>又は有害物質貯蔵指定施設</u> となったことの届出の受付		(4) 法第六条第二項の規定による指定地域特定施設となったことの届出の受付	
(5) 法第六条第二項の規定による指定地域特定施設となったことの届出の受付		(5) 法第六条第三項の規定による排出	
(6) 法第六条第三項の規定による排出			

改正案		現行	
<p>水の排水系統別の汚染状態及び量の届出の受付</p> <p>(7) 法第七条の規定による特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(8) 法第八条第一項の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(9) <u>法第八条第二項の規定による有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</u></p> <p>(10) 法第八条の二の規定による総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認める場合の指定地域内事業場の汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置の命令</p> <p>(11) 法第九条第二項の規定による特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>(12) 法第十条の規定による氏名の変更等及び特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用廃止の届出の受付</p>		<p>水の排水系統別の汚染状態及び量の届出の受付</p> <p>(6) 法第七条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(7) 法第八条第一項の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(8) 法第八条の二の規定による総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認める場合の指定地域内事業場の汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置の命令</p> <p>(9) 法第九条第二項の規定による特定施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>(10) 法第十条の規定による氏名の変更等及び使用廃止の届出の受付 <u>(特定施設に係るものであつて、排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに限る。)</u></p>	

改正案		現行	
<p>(13) 法第十一条第三項の規定による特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(14) 法第十三条第一項の規定による排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び排水の排出の一時停止命令</p> <p>(15) 法第十三条第三項の規定による指定地域内事業場の汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置の命令</p> <p>(16) 法第十三条の二第一項の規定による特定地下浸透水を浸透させるおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び特定地下浸透水の浸透の一時停止命令</p> <p>(17) <u>法第十三条の三第一項の規定による法第十二条の四の基準を遵守していないと認められる場合の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の改善命令並びに有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止命令</u></p> <p>(18) 法第十三条の四の規定による総量削減計画を達成するために必要な指</p>		<p>(11) 法第十一条第三項の規定による特定施設の届出者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(12) 法第十三条第一項の規定による排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び排水の排出の一時停止命令</p> <p>(13) 法第十三条第三項の規定による指定地域内事業場の汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置の命令</p> <p>(14) 法第十三条の二第一項の規定による特定地下浸透水を浸透させるおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び特定地下浸透水の浸透の一時停止命令</p> <p>(15) 法第十三条の四の規定による総量削減計画を達成するために必要な指</p>	

改正案		現行	
<p>導、助言及び勧告</p> <p>(19) 法第十四条第三項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受付</p> <p>(20) 法第十四条の二第一項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(21) 法第十四条の二第二項の規定による指定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(22) 法第十四条の二第三項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付</p> <p>(23) 法第十四条の二第四項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(24) 法第十四条の三第一項の規定による特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(25) 法第十四条の三第二項の規定による特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(26) 法第十八条の規定による緊急時の措置命令</p> <p>(27) 法第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(28) 法第二十二条第二項の規定による</p>		<p>導、助言及び勧告</p> <p>(16) 法第十四条第三項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受付</p> <p>(17) 法第十四条の二第一項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(18) 法第十四条の二第二項の規定による指定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(19) 法第十四条の二第三項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付</p> <p>(20) 法第十四条の二第四項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(21) 法第十四条の三第一項の規定による特定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(22) 法第十四条の三第二項の規定による特定事業場の設置者であった者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(23) 法第十八条の規定による緊急時の措置命令</p> <p>(24) 法第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(特定事業場に係るものに限る。)</p> <p>(25) 法第二十二条第二項の規定による</p>	

改正案		現行	
<p>報告の徴収</p> <p>(29) 法第二十三条第三項の規定による 鉱山保安法又は電気事業法の規定による 申請又は届出のあったことの通知の 受付 _____ _____ _____</p> <p>(30) 法第二十三条第四項の規定による 鉱山保安法等の規定による措置の要請 _____</p> <p>(31) 法第二十三条第五項の規定による 鉱山保安法等の規定による措置の内容 の通知の受付</p> <p>(32) 法第二十三条第六項の規定による _____改善命令等をしようとする ときの協議</p> <p>(33) 法第二十四条第二項の規定による 協力の要請及び意見の陳述</p>		<p>報告の徴収</p> <p>(26) 法第二十三条第三項の規定による 鉱山保安法又は電気事業法の規定による 申請又は届出のあったことの通知の 受付 <u>(法第五条第三項に規定する者に 係る法第五条、法第七条、法第十条又 は法第十一条第三項の規定に相当する 鉱山保安法又は電気事業法の規定によ る申請又は届出に係るものを除く。)</u></p> <p>(27) 法第二十三条第四項の規定による 鉱山保安法等の規定による措置の要請 <u>(特定施設に係るものに限る。(28)に おいて同じ。)</u></p> <p>(28) 法第二十三条第五項の規定による 鉱山保安法等の規定による措置の内容 の通知の受付</p> <p>(29) 法第二十三条第六項の規定による <u>特定施設</u>の改善命令等をしようとする ときの協議</p> <p>(30) 法第二十四条第二項の規定による 協力の要請及び意見の陳述</p>	

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 知事の行う許可、認可、承認等の事務で次の表の上欄に掲げるもの  
に関し知事に提出される書類の受付に関する事務は、それぞれ同表の下欄  
に掲げる市町が処理することとする。

事務	市町
(水質汚濁防止法関係)	竹原市、三原市、尾道市、

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 知事の行う許可、認可、承認等の事務で次の表の上欄に掲げるもの  
に関し知事に提出される書類の受付に関する事務は、それぞれ同表の下欄  
に掲げる市町が処理することとする。

事務	市町
(水質汚濁防止法関係)	竹原市、三原市、尾道市、

改正案		現行	
<p>二十二の二 水質汚濁防止法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第五条<u>第一項から第三項まで</u>、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受付</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>二十二の二 水質汚濁防止法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第五条<u>第一項及び第二項</u>、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受付 <u>(第六条第一項、第七条、第十条及び第十一条第三項については、特定施設に係るものであって、排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。)</u></p> <p>(2) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮 <u>(特定施設に係るものであって、排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。)</u></p>	<p>府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>